

令和 7 年 度 事 業 予 定 計 画 書

1 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

(1) 農作物共済

共済目的等 項 目	組合員数等	農 作 物 共 済				
		水 稻			麦	
		半相殺 方式	全相殺 方式	品質方式	半相殺 方式	全相殺 方式
区 域 内 の 概 数	戸 59,242	a 1,649,800			a 67,732	
前 年 度 引 受 実 績	47,377	752,361	146,738	1,171	27	7,362
本 年 度 引 受 計 画	46,300	712,345	141,637	1,170	27	7,362
本 年 度 予 定 引 受 率	% 78.2	% 43.2	% 8.6	% 0.1	% 0.0	% 10.9

※ 1 水稻共済：区域内の概数内訳・・・地域再生協議会データによる。 子実用 1,575,789 a 飼料用 74,011 a

※ 2 麦共済：区域内の概数・・・地域再生協議会データによる。

(2) 家畜共済その1

共済目的等 項 目	家 畜 共 済										
	死 亡 廃 用										
	搾乳牛	育成乳牛	繁殖用雌牛	育成・肥育牛	繁殖用雌馬	育成・肥育馬	種豚	肉豚	乳用種雄牛	肉用種雄牛	種雄馬
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
区 域 内 の 概 数	8,963	2,920	9,201	41,582	41	28	3,200	21,506	0	9	5
前 年 度 引 受 実 績	8,918	2,995	9,489	42,284	29	29	3,175	21,169	0	11	4
本 年 度 引 受 計 画	8,954	2,918	9,183	41,561	29	28	3,160	21,176	0	9	4
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
本 年 度 予 定 引 受 率	99.9	99.9	99.8	99.9	70.7	100.0	98.8	98.5	-	100.0	80.0

※1 家畜共済：区域内の概数・・・NOSAI調べ

(3) 家畜共済その2

共済目的等 項 目	家 畜 共 済						
	疾 病 傷 害						
	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚	乳用種雄牛	肉用種雄牛	種雄馬
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
区 域 内 の 概 数	10,518	29,021	62	3,200	0	9	5
前 年 度 実 績 引 受	10,335	30,407	49	0	0	11	4
本 年 計 画 引 受	10,510	28,940	49	0	0	9	4
	%	%	%	%	%	%	%
本 年 度 率 予 定 引 受	99.9	99.7	79.0	0.0	-	100.0	80.0

※1 家畜共済：区域内の概数・・・NOSAI調べ

(4) 果樹共済、畑作物共済

項 目	共済目的等	果樹共済					畑作物共済		
		収穫共済				樹体共済	大 豆		そ ば
		ぶどう	かき		くり	ぶどう			
			半相殺一般方式	半相殺一般方式	半相殺短縮方式		全相殺減収一般方式	全相殺減収一般方式	
区 域 内 の 概 数	a 18, 239	a 12, 041			a 969	a 3, 262	a 60, 559		a 55, 394
前 年 度 引 受 実 績	2, 447	168	238	517	265	1, 291	938	4, 146	9, 785
本 年 度 引 受 計 画	2, 447	168	238	517	245	1, 445	922	4, 167	9, 115
本 年 度 予 定 引 受 率	% 13. 4	% 1. 4	% 2. 0	% 4. 3	% 25. 3	% 44. 3	% 1. 5	% 6. 9	% 16. 5

※1 果樹共済：区域内の概数・・・NOSAI調べ

※2 畑作物共済：区域内の概数・・・地域再生協議会データによる。

(5) 園芸施設共済、任意共済

項 目	園 芸 施 設 共 済								任 意 共 済		保管中農産物補償
	ガ ラ ス 室	プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス							建 物	農 機 具	
	Ⅱ 類	Ⅱ 類	Ⅲ 類	Ⅳ 類 甲	Ⅳ 類 乙	Ⅴ 類	Ⅵ 類	Ⅶ 類			
区 域 内 の 概 数	棟 46	棟 10,531	棟 56	棟 51	棟 112	棟 34	棟 97	棟 38	棟 132,960	台 61,012	口 12,781
前 年 度 績 引 受 実	27	5,229	28	18	40	23	56	14	85,921	11,163	12
本 年 度 画 引 受 計	27	5,336	27	19	40	19	54	14	85,865	11,154	12
本 年 度 率 予 定 引 受	% 58.7	% 50.7	% 48.2	% 37.3	% 35.7	% 55.9	% 55.7	% 36.8	% 64.6	% 18.3	% 0.1

※1 園芸施設共済：区域内の概数・・・NOSAI調べ

※2 建物共済、農機具共済：区域内の概数・・・NOSAI調べ

※3 保管中農産物補償：区域内の概数・・・NOSAI調べ

2 農業共済事業の規模

(1) 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

項 目 共済目的等			引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付（納入） 保険料 （B）－（D） （E）	手 持 共済掛金	備 考
			本年度予定	前年度実績		総 額 (A)	国 庫 負担金 (B)	農 家 負担金 (C)				
農作物	水	半 相 殺 方 式	712,345 a 27,089,413 kg	752,361 a 28,582,183 kg	千円 5,309,525	千円 18,796	千円 9,398	千円 9,398	千円 2,177	千円 7,221	千円 16,619	
		全 相 殺 方 式	141,637 a 5,054,423 kg	146,738 a 5,811,257 kg	990,667	5,974	2,987	2,987	515	2,472	5,459	
		品 質 方 式	1,170 a － kg	1,171 a － kg	9,293	59	29	30	6	23	53	
	稲	小 計	855,152 a 32,143,836 kg	900,269 a 34,393,440 kg	6,309,485	24,829	12,414	12,415	2,698	9,716	22,131	
	麦	半 相 殺 方 式	27 a 668 kg	27 a 668 kg	11	1	0	1	1	△ 1	0	
		全 相 殺 方 式	7,362 a 198,240 kg	7,362 a 198,240 kg	19,549	327	163	164	70	93	257	
		小 計	7,389 a 198,908 kg	7,389 a 198,908 kg	19,560	328	163	165	71	92	257	
	合 計		862,540 a 32,342,744 kg	907,658 a 34,592,348 kg	6,329,045	25,157	12,577	12,580	2,769	9,808	22,388	
家畜	死亡 廃用	搾 乳 牛	8,954 頭	8,918 頭	2,286,938	137,259	68,629	68,630	22	68,607	137,237	
		育 成 乳 牛	2,918 頭	2,995 頭	641,273	6,501	3,250	3,251	6	3,244	6,495	
		繁 殖 用 雌 牛	9,183 頭	9,489 頭	3,358,333	45,096	22,548	22,548	37	22,511	45,059	
		育 成 ・ 肥 育 牛	41,561 頭	42,284 頭	13,513,992	266,546	133,273	133,273	142	133,131	266,404	
		繁 殖 用 雌 馬	29 頭	29 頭	10,759	652	326	326	0	326	652	
		育 成 ・ 肥 育 馬	28 頭	29 頭	14,211	1,352	676	676	0	676	1,352	
		種 豚	3,160 頭	3,175 頭	113,838	31	15	16	1	14	30	
		肉 豚	21,176 頭	21,169 頭	222,170	44,562	22,281	22,281	1	22,280	44,561	
		乳 用 種 雄 牛	0 頭	0 頭	0	0	0	0	0	0	0	
		肉 用 種 雄 牛	9 頭	11 頭	3,403	163	81	82	0	81	163	
	疾病 傷害	種 雄 馬	4 頭	4 頭	3,612	331	165	166	0	165	331	
		小 計	87,022 頭	88,103 頭	20,168,529	502,493	251,244	251,249	209	251,035	502,284	
		乳 用 牛	10,510 頭	10,335 頭	384,296	126,079	63,039	63,040	4	63,035	126,075	
		肉 用 牛	28,940 頭	30,407 頭	968,552	314,794	157,397	157,397	10	157,387	314,784	
		一 般 馬	49 頭	49 頭	1,530	48	24	24	0	24	48	
		種 豚	0 頭	0 頭	0	0	0	0	0	0	0	
		乳 用 種 雄 牛	0 頭	0 頭	0	0	0	0	0	0	0	
		肉 用 種 雄 牛	9 頭	11 頭	369	35	17	18	0	17	35	
		種 雄 馬	4 頭	4 頭	113	63	31	32	0	31	63	
		小 計	39,512 頭	40,806 頭	1,354,860	441,019	220,508	220,511	14	220,494	441,005	
	合 計		126,534 頭	128,909 頭	21,523,389	943,512	471,752	471,760	223	471,529	943,289	

※ 数値については、四捨五入のため計とその内訳とは一致しない場合がある。

※ 死亡廃用共済の乳用胎児は育成乳牛、肉用胎児は育成・肥育牛に含める。

項 目 共済目的等				引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付（納入） 保険料 （B）－（D） （E）	手 持 共済掛金	備考
				本年度予定	前年度実績		総 額 (A)	国 庫 負担金 (B)	農 家 負担金 (C)				
果 樹	収 穫	ぶどう	半 相 殺 一 般 方 式	2,447 a	2,447 a	千円 187,717	千円 3,247	千円 1,623	千円 1,624	千円 37	千円 1,586	千円 3,210	
		かき	半 相 殺 一 般 方 式	168 a	168 a	3,098	132	66	66	30	36	102	
			半 相 殺 短 縮 方 式	238 a	238 a	4,343	161	80	81	29	51	132	
			全 相 殺 減 収 方 式	517 a	517 a	13,317	528	264	264	117	147	411	
			小 計	923 a	923 a	20,758	821	410	411	176	234	645	
		くり	全 相 殺 方 式	245 a	265 a	255	21	10	11	7	3	14	
	樹体	ぶ	ど う	1,445 a	1,291 a	220,077	2,442	1,221	1,221	110	1,111	2,332	
	合 計			5,060 a	4,926 a	428,807	6,531	3,264	3,267	330	2,934	6,201	
畑 作 物	大 豆		半 相 殺 方 式	922 a	938 a	1,036	20	11	9	15	△ 4	5	
			全 相 殺 方 式	4,167 a	4,146 a	12,852	454	249	205	347	△ 98	107	
			小 計	5,089 a	5,084 a	13,888	474	260	214	362	△ 102	112	
	そ ば		全 相 殺 方 式	9,115 a	9,785 a	9,674	954	524	430	713	△ 189	241	
	合 計			14,204 a	14,868 a	23,562	1,428	784	644	1,075	△ 291	353	
園 芸 施 設	ガラス室		Ⅱ 類	27 棟	27 棟	96,633	44	22	22	3	19	41	
	プラスチックハウス		Ⅱ 類	5,336 棟	5,229 棟	5,041,428	68,362	34,181	34,181	13,158	21,023	55,204	
			Ⅲ 類	27 棟	28 棟	85,552	261	130	131	9	121	252	
			Ⅳ 類甲	19 棟	18 棟	141,357	500	250	250	17	233	483	
			Ⅳ 類乙	40 棟	40 棟	371,252	639	319	320	22	297	617	
			Ⅴ 類	19 棟	23 棟	343,557	1,330	665	665	58	607	1,272	
			Ⅵ 類	54 棟	56 棟	56,277	1,102	551	551	203	348	899	
			Ⅶ 類	14 棟	14 棟	19,270	783	391	392	27	364	756	
	計			5,536 棟	5,435 棟	6,155,326	73,021	36,509	36,512	13,499	23,010	59,522	

(2) 任意共済事業の規模

項目 共済目的等		引 受		共済金額	共済掛金、賦課金			保険料 (B)	保険手数料 (C)	手 持 共済掛金 (D) (A) - (B) + (C)	備 考
		本年度予定	前年度実績		総 額	共 済 掛 金 (A)	事務費賦課金				
建 物	総合	9,286 棟	9,328 棟	千円 48,750,790	千円 166,385	千円 144,198	千円 22,187	千円 66,578	千円 6,991	千円 84,611	
	火災	76,579 棟	76,593 棟	1,000,789,210	854,293	469,799	384,494	256,288	103,797	317,308	
	計	85,865 棟	85,921 棟	1,049,540,000	1,020,678	613,997	406,681	322,866	110,788	401,919	
農 機 具	損害	11,088 台	11,098 台	21,776,000	138,584	112,168	26,416	-	-	112,168	
	更新	66 台	65 台	165,000	21,783	21,201	582	-	-	21,201	
	計	11,154 台	11,163 台	21,941,000	160,367	133,369	26,998	-	-	133,369	
保管中農産物補償		12 口	12 口	12,000	30	21	9	21	-	-	
計		-	-	1,071,493,000	1,181,075	747,387	433,688	322,887	110,788	535,288	
保険割合 (地震) 50% (地震以外) 30% 保険手数料率 (総合) 10.5% (火災) 40.5%											
独自保険割合 (地震等) 前年度総合共済引受共済金額の3.5%を超えた額の50% (地震等を除く自然災害) 前年度総合共済純共済掛金の1,650%を超えた額の60%											

組合総共済金額

前年度 引受実績	1,108,588,427 千円
本年度 事業計画	1,105,953,129 千円

(3) 農業経営収入保険

項目	引 受		基準収入金額
	本年度予定	前年度実績	
収入保険	経営体 1,300	経営体 1,235	千円 12,162,187

3 引受計画と実施方策

近年各地で起こる自然災害や高温、豪雨などの異常気象、また国際情勢の変化による燃料、飼肥料および農業資材価格等の高騰により、農業経営を取り巻く環境は厳しく不安定な状況が続いている。

そのような状況の中、新たに策定された食料・農業・農村基本計画においても「農業保険」は引き続き農業経営のセーフティネットとして重要な役割を担う施策として位置づけられている。

農業者が予期せぬ災害を被った際に、早期に営農が再開できるよう「農業版BCP（事業継続計画）」の策定を勧めるとともに農業保険のカバー率向上に努める。

私たちNOSA Iは「より身近に、より丁寧に、農家のもとへ」を行動スローガンとした「未来へつなぐ」サポート運動を継続的に展開し、農業者の営農形態に即した農業保険の加入推進を積極的に行うため、次の事項を重点的に取り組む。

- 1) 個別推進による農業保険のカバー率の向上
- 2) 青色申告者には収入保険を優先した加入推進
- 3) 園芸施設共済戸数加入率の向上
- 4) 基礎組織と連携した建物共済の加入推進
- 5) 収入保険未加入法人や認定農業者等への加入推進

(1) 農作物共済

- ①未加入者に対する加入推進の取組として、災害リスクへの備えは農業保険への加入が基本となるなど、加入の重要性を十分に説明し、加入を勧める。
- ②青色申告者以外には、充実した補償となる全相殺方式への加入を勧める。加入に当たっては、農業者が理解・納得できるように、補償内容や収穫量の把握方法などについて、データや具体例などを用いて丁寧に説明し、加入推進を行う。
- ③地域再生協議会と連携して水稻生産実施計画書と水稻共済変更届出書との一体化処理を継続実施し、耕地情報の整合性を図り、適正な共済資源の把握に努める。

(2) 家畜共済

- ①飼料価格の高騰により畜産経営が厳しい状況ではあるが、家畜共済の必要性を個々の農家に説明し、死亡廃用及び疾病傷害両共済の加入を勧める。
- ②家畜の異動について、農家からの申告を徹底するとともに牛個体識別情報照合システムによりの確に把握し、家畜診療所との連携による引受を行う。

③未加入者に対しては、制度を周知することで加入推進を行う。

【家畜診療所の運営方策】

①獣医師職員を確保するための対策を講じる。

- ・多くの獣医学生へアプローチするため、大学での就職説明会に参加する。また、学生への旅費宿泊費助成を実施することで、学生実習を積極的に受け入れる。
- ・獣医師職員採用試験については、試験会場を組合本所以外に県外にも設置するほか、W e bを利用した採用試験を行うことで学生の受験機会を増やす。

②国の獣医療提供体制の整備のための基本方針に基づき、情報通信機器を活用した遠隔地診療を行い、獣医療の効率化に努める。

③家畜診療所運営審議会を開催し、家畜診療所の運営について必要な対策を協議する。

④W e b 会議を利用し、獣医師勉強会など各種研修会を実施することで獣医療教育の充実に努める。

⑤法令、給付基準等を遵守し、医薬品の適切な管理と使用により、食の安全・安心に貢献する。

（３）果樹共済

①農業者が充実した補償を受けられる全相殺方式に加入できるよう、J A 及び生産者団体等の協力を得ながら有資格者の資源把握と必要なデータの提供を依頼する。

②未加入者に対し、農業保険に加入しない場合には、災害により損失が発生しても自己負担になることを十分に説明する。

（４）畑作物共済

①農業者が充実した補償となる全相殺方式への加入を勧める。加入推進に当たっては、農業者が理解・納得できるよう、補償内容や収穫量の把握方法などについて、データや具体例などを用いて丁寧に説明する。

②未加入者に対し、農業保険に加入しない場合には、災害により損失が発生しても自己負担になることを十分に説明する。

③地域再生協議会と連携をとりながら、経営所得安定対策申請者の情報や前年産の耕作者情報などから有資格者の資源把握に努める。

(5) 園芸施設共済

- ①行政・J A等の関係機関と一体となり、農業者に対するリスクの啓発、農業保険等への加入の働きかけを行い、園芸施設共済の周知と加入率の向上に努める。
- ②補助事業等を利用する農業者に、加入を促すよう働きかける。
- ③1年に1回以上は未加入者に園芸施設共済が認知される状況にするため、個別訪問による加入推進を行う。
- ④J A等の関係機関と連携し、生産部会などの情報を得ながら、部会長等の中心人物に協力を得て、集団加入のメリットを周知し加入推進を行う。
- ⑤農業者個人ごとに作成する見積書を提案し、未加入者への加入推進を行う。
- ⑥台風前の6月と降雪前の11月を「災害に強い施設園芸づくり月間」と定め、農業者に災害リスクに対して自ら備える意識を高めてもらうため、加入推進を重点的に行う。
- ⑦組合の広報紙やホームページのほかに、J Aや県、市町村等の広報媒体に制度の記事の掲載を依頼して、園芸施設共済の周知に努める。

(6) 任意共済

[建物共済]

- ①小損害実損てん補特約50万円の新設に伴う仕組み改善を周知する。
- ②近年、火災事故・自然災害事故ともに多発傾向にあることから、短期契約の有利性（掛金の安さ・契約の見直し）を生かした加入推進を行い、加入拡大に努める。
- ③支所事業推進協議会を中心に、基礎組織の推進意識と信頼関係を築くことにより、地域に溶け込んだ事業推進体制を整えていく。
- ④農家財産を守るため、N O S A I 部長会等を開催し、建物共済の制度理解とP Rに努め、基礎組織の協力のもと選ばれる任意共済を目指した事業推進に取り組む。

[農機具共済]

- ①法人、担い手及び集落営農組織に対し、農機具共済の必要性をパンフレットや広報紙等でP Rし、農家経営の安定に寄与する。
- ②全農提携事業を活用し、加入推進を行う。
- ③加入者台帳を活用し、未加入農機具の把握と加入推進を行う。

- ④新規就農者に対し、個別訪問による制度説明とPRに努める。
- ⑤農機具販売店への訪問、展示会などを利用し、制度の普及推進と事故防止の啓発活動に努める。

[保管中農産物補償共済]

- ①ホームページ等で制度の周知に努める。

(7) 収入保険

- ①未加入の法人、認定農業者等へ計画的な加入推進を行う。
- ②白色申告者を対象に説明会を開催し、青色申告への移行を勧める。
- ③オンライン申請の普及・利用促進に向け、eMAFF IDの取得やファイルアップロード機能等の個別サポートの推進を行う。
- ④既存加入者へ丁寧な説明や対応をし、フォローアップに努める。

4 損害評価の適正化の方策

(1) 農作物共済

- ①評価方法と評価眼を統一するため、損害評価員等の研修会を開催し、適正公平な損害評価に努める。共済事故以外の損害は、分割評価基準に基づき適正に対応する。
- ②半相殺方式の損害評価は、全耕地を評価班による検見又は実測調査を行う。農家申告抜取調査については、被害申告の方法を周知する。
- ③登熟不良等被害の調査を継続し、高温障害等による登熟不良等被害の発生が見込まれる場合は、関係機関と連携し加入者に情報提供する。
- ④見回り調査を実施し、関係機関、JA等と連携を図りながら被害発生状況の把握に努め、適期の損害評価を行う。

(2) 家畜共済

- ①家畜評価基準に基づき、適正評価を行う。
- ②引受時並びに広報紙により、加入者からの速やかな事故発生通知の協力をお願いする。

- ③情報通信機器を活用した死傷事故認定及び家畜診療所と連携した病傷事故の審査等の損害評価業務を迅速かつ効率的に行い、共済金の早期支払いに努める。

(3) 果樹共済

- ①損害評価員等の評価方法と評価眼を統一し、適正公平な損害評価の実施に努める。共済事故以外の損害は、分割評価基準に基づき適正に対応する。
- ②関係機関の協力を得て損害評価研修会を開催し、各支所担当職員の損害評価知識と技術の向上に努める。
- ③見回り調査を実施し、関係機関、J A等と連携を図りながら被害発生状況の把握に努め、適期の損害評価を行う。

(4) 畑作物共済

- ①損害評価員等の評価方法と評価眼を統一し、適正公平な損害評価の実施に努める。共済事故以外の損害は、分割評価基準に基づき適正に対応する。
- ②見回り調査を実施し、関係機関、J A等と連携を図りながら被害発生状況の把握に努め、適期の損害評価を行う。

(5) 園芸施設共済

- ①組合の広報紙やホームページにより、加入者からの速やかな事故発生通知の協力をお願いする。
- ②関係機関、J A等と連携を図りながら被害発生状況の把握に努め、適期に損害評価が行われるよう、加入者への周知に努める。
- ③大災害時には、迅速かつ適正な損害評価を行い共済金の早期支払いに努める。

(6) 任意共済

- ①損害評価研修会を開催し、職員の損害評価知識と技術の向上に努め、適正な損害評価を行う。
- ②鑑定評価基準による建物損害評価の査定実施及び農機具共済損害評価員による審査会等の実施により、公平・公正な損害評価に努める。
- ③引受時並びに広報紙により、加入者からの速やかな事故発生通知の協力をお願いする。
- ④建物、農機具共済金の早期支払いのため、修理請負業者へ書類の早期提出を依頼する。
- ⑤農機具共済加入者で事故率の高い農家に対し、事故低減に向けた安全指導を実施する。

（７）収入保険

- ①収入減少が伴う事故発生時に、遅滞なく損害通知の協力をお願いする。
- ②事故発生や損害防止の確認に必要な、農作業日誌等の記帳を周知する。

５ 損害防止事業の実施計画

（１）農作物共済

①鳥獣害対策事業

- ・鳥獣被害の対策として、電気牧柵等の侵入防止設備や捕獲設備の購入費用に対する一部助成とセンサーカメラ貸出事業を行う。

②土壌診断事業

- ・土壌診断を行い、耕地の状況に応じた有機質資材や酸度矯正資材等の施用に役立てる。

（２）家畜共済

①畜舎消毒事業

- ・畜舎の消毒及び衛生害虫駆除等を実施し、疾病の発生予防に努める。

②ワクチン接種費用助成金交付事業

- ・ワクチン接種を行った農家に対し、接種費用の一部を助成することで伝染性疾患の発生予防に寄与する。

③大型農家損害防止強化事業

- ・大型農家に損害防止薬品等を支給し、事故の低減に努める。

④動物用医薬品等購入費助成金交付事業

- ・大型養豚農家に動物用医薬品等購入費の一部を助成することで、疾病の発生予防に寄与する。

⑤放牧監視システム（GPS）利用助成金事業

- ・放牧監視システム（GPS）を導入した農家に対し、利用料の一部を助成することで放牧中の行方不明事故の低減に寄与する。

⑥家畜診療所一般損害防止事業

- ・金属異物性疾患予防のための磁石投与や寄生虫性疾患予防のための駆虫剤投与を積極的に行う。

- ・伝染性疾患の予防を徹底するため、ワクチン接種の技術料補助を継続し、接種率の向上に努める。

⑦ 特定損害防止事業

- ・周産期疾病については、家畜臨床技術センターによる代謝プロファイルテストを実施し、農家の事故防止と生産性向上に努める。
- ・繁殖障害、乳房炎、運動器疾患及び呼吸器疾患については、家畜診療所ごとに検査を実施し、各疾病の発生予防に努める。
- ・新生子異常については、母牛へ分娩誘発剤の投与を行い、肉用牛の出生時事故の低減に努める。

（３）果樹共済

① 鳥獣害対策事業

- ・鳥獣被害の対策として、電気牧柵等の侵入防止設備や捕獲設備の購入費用に対する一部助成とセンサーカメラ貸出事業を行う。

② 土壌診断事業

- ・土壌診断を行い、園地の状況に応じた有機質資材や酸度矯正資材等の施用に役立てる。

（４）畑作物共済

① 鳥獣害対策事業

- ・鳥獣被害の対策として、電気牧柵等の侵入防止設備や捕獲設備の購入費用に対する一部助成とセンサーカメラ貸出事業を行う。

（５）園芸施設共済

① 鳥獣害対策事業

- ・鳥獣被害の対策として、電気牧柵等の侵入防止設備や捕獲設備の購入費用に対する一部助成とセンサーカメラ貸出事業を行う。

（６）収入保険

① 鳥獣害対策事業

- ・鳥獣被害の対策として、電気牧柵等の侵入防止設備や捕獲設備の購入費用に対する一部助成とセンサーカメラ貸出

事業を行う。

② 土壌診断事業

・土壌診断を行い、耕地の状況に応じた有機質資材や酸度矯正資材等の施用に役立てる。

6 執行体制の整備

(1) 事務執行体制の整備方法

① 理事会

理事会運営規則により理事会を開催し、組合運営上の重要事項について審議するとともに、事業進捗状況及び予算執行状況を精査し、適正な組合運営と事業計画の遂行に努め、ガバナンスの強化に努める。

② 監事会

監事監査規則に基づいた定時監査（年2回）及び臨時監査として家畜診療所監査、経理処理に係る監査を実施し、業務が適正かつ効率的で健全に運営されているか監査する。

③ 内部監査体制

「農業共済団体に対する監督指針」に基づき、コンプライアンス態勢の確立とリスク管理の徹底に努め、自主検査チェックリストによる年2回の内部監査を実施する。また、現金及びインターネットバンキングの取り扱い等の経理事務処理について、監査を四半期毎に実施し、内部けん制機能の強化に努める。

(2) N O S A I 部長の設置及び職務

① 集落（又はこれに準ずる地区）ごとにN O S A I 部長を置き、組合員と組合の連絡業務及び事業推進等の協力を依頼し、農業保険制度の普及、補償の充実に努める。

(3) 職制及び職員の配置計画

① 参事統括のもと、限られた職員を適材適所に配置し、本所、支所、事務所及び家畜診療所の連携により、円滑な事業運営に努める。

② 機構体制は、本所・出雲支所1室6課2事務所、3支所3事務所、4家畜診療所5駐在及び家畜臨床技術センターの体制とする。

③業務の効率化及び機能的な組織運営のため、本所単独機構の設置と本所への事務集中化を検討する。

本所（出雲支所）	支所	家畜診療所
参事 内部監査室 総務課 企画情報課 農産課 家畜課 建物農機具課 収入保険課 雲南事務所 総務課 農産課 家畜建物課 仁多郡事務所	東部支所 総務課 農産課 家畜建物課 隠岐事務所	東部家畜診療所 隠岐島駐在
		雲南家畜診療所 仁多郡駐在 赤来駐在
	石見支所 総務課 農産課 家畜建物課 邑智事務所 浜田事務所	出雲家畜診療所
		石見家畜診療所 邑智郡駐在 石西駐在
		家畜臨床技術センター
	石西支所 総務課 農産課 家畜建物課	

（４）役職員研修等の体制及び計画

①役職員の資質向上を目指した人材育成を進める。

- ・役割意識、知識及びモチベーションの向上を目的とした中央主催（農林水産省、N O S A I 協会）の研修会に積極的に参加する。また、県内での研修会を開催し、より効果的な人材育成に努める。
- ・事業の適切な執行に必要とされる専門的な知識、技能の習得を目的とした中央主催の技術等研修会及び事務講習会等積極的に参加する。また、県内での研修会を開催する。
- ・新入職員研修会を開催し、ビジネスマナーを習得させる。また、フォローアップ研修を実施し、スキルアップとモチベーションの維持につなげる。

- ・ 職員の役職や経験、スキルレベルに応じた研修による人材育成に努める。
- ② N O S A I 部長等の基礎組織体制強化及び連携を図るため、基礎組織研修会を開催する。

(5) コンプライアンス態勢の確立

- ① コンプライアンス・プログラムに基づき、役職員一丸となったコンプライアンス態勢の強化に努める。
- ② コンプライアンス・マニュアルに則り、不祥事未然防止、苦情相談対応体制並びに高齢者への加入推進対応の取り組みを実践する。
- ③ 障がい者等に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮に努める。
- ④ 全役職員に対し、コンプライアンス研修を計画的に実施し、コンプライアンスに対する意識の醸成に努める。
- ⑤ 共済掛金等について、原則口座振替とし、口座振替以外については、金融機関での納付や利便性向上のため、コンビニでの納付を勧める。
- ⑥ 各事業とも重要事項説明並びに個人情報の取扱いに関する事項を周知し、事業推進を行う。
- ⑦ コンプライアンス改善委員会により、コンプライアンス・プログラムの推進に関する事項等を審議する。

(6) 普及広報体制

- ① 広報媒体は、制度の普及、定着の実現には不可欠であることを認識し、事業推進と一体となった広報活動を行う。
- ② 農業者に制度内容の周知徹底を図るとともに、親しまれる広報紙の紙面作りに努める。
- ③ 農業共済新聞購読を勧め、農業共済、収入保険の内容並びに営農などの暮らしに役立つ情報提供に努める。
- ④ ホームページ「N O S A I 島根」を最大限活用し、事業内容、収入保険の保険料試算シミュレーションなど最新情報を発信し、P R に努める。
- ⑤ 広報担当者の技術向上を図るため、広報技術研修会を開催する。

(7) システムの管理体制

- ① システム管理、情報管理及び設備管理に努める。また、システム障害の未然防止と障害発生時の早期対応及び早期復旧に努める。
- ② 個人データの漏えい等を防ぐため、セキュリティの向上に努める。
- ③ 農業保険システムのW e b 化に向け、各独自事業システムを整備し、スムーズな移行を目指す。

④情報処理能力の向上を図るため、職員のスキルアップ研修を実施する。

7 予算統制の方策

- (1) 事業計画に基づく事業の遂行及び目標達成により、財源の確保に努める。
- (2) 余裕金運用方針に基づき、余裕金の安全かつ的確な運用により収入の確保に努める。
- (3) 有価証券について、中長期のバランスを考慮した適切なポートフォリオ（償還年度別の償還額及び債券種別の構成）を考慮した運用に努める。
- (4) 経常経費については、関係法令に基づき適正な執行により、業務運営の合理化・効率化を進め、財務の安定化に努める。